

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税等に関する規定の改正を行った。

1 個人の県民税

- (一) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。
- (二) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。

2 不動産取得税

- (一) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講じることとした。
- (二) 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとした。
- (三) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。
- (四) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

3 自動車取得税

- (一) 家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を百分の三（現行百分の五）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を百分の二（現行百分の三）とした。
- (二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を百分の二十とした。
- (三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を百分の四十とした。
- (四) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車取得税に係る徴収金の納税

義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置について、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

4 自動車税

(一) 平成二十六年年度及び平成二十七年年度に新車新規登録を受けた排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講じることとした。

ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び平成二十一年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車及び特種用途車に限る。）について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税に係る徴収金の納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講じることとした。

ア 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分

イ 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分及び平成二十七年年度分

ウ 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年年度分及び平成二十八年年度分

5 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができざる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。

6 その他引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日